

スマート大臣〈経費精算〉特約

第1条（本特約）

本特約は「スマート大臣サービス約款」（以下「約款」といいます。）の内容を補足適用するものとし、スマート大臣〈経費精算〉（以下「本サービス」といいます。）の利用契約に際しては約款および本特約の内容が確認されたものとし、本特約は令和4年1月1日施行の電子帳簿保存法に基づいています。

第2条（電子帳簿保存法における保管の対応について）

本サービスはスマート大臣〈証憑保管〉と連携させることで電子帳簿保存法に規定されるスキャナ保存要件または電子取引に係る電子データの保存要件を満たす形で保管できます。ただし、本サービスにアップロードされるまでの証憑データについてはお客様が電子帳簿保存法に則った運用をするものとし、本サービスをスマート大臣〈証憑保管〉と連携させる場合以外は必ず当該証憑の原本または電子データを電子帳簿保存法に則った形で保管してください。

証憑データとは、紙で受領した証憑を電子帳簿保存法に則って読み取りしたファイルまたは電子取引を行った場合に受領した証憑の電子データを指します。

以上